

日本原価計算研究学会休会規程

常任理事会は、以下に定める事項により休会を申し出た会員について、当該年度の最初に開催される常任理事会においてこれを承認する。

(1) 会員は、海外留学、介護、育児、病気などの理由により会員としての活動ができない場合は、休会を申し出ることができる。休会する場合には、会員としての身分は維持したまま、会費を免除する。ただし、その期間は、次に掲げる権利の行使を認めない。

- ・ 本学会が催す全国大会等への参加およびそれに伴う議決権
- ・ 選挙権および被選挙権
- ・ 学会誌の配付
- ・ 学会誌への投稿

(2) 当該年度に休会しようとする会員は、休会届に必要事項を記載のうえ、6月末までに学会事務局に提出するものとする。

(3) 休会の期間は、原則として1年間とする。

(4) 会費未納者は、休会することができない。

(5) 休会期間終了後は、自動的に復会するものとする。

(6) 本規程の改廃は理事会で決定し、会員総会に報告する。

(附則) 本規程は、2018年8月30日より実施する。

なお、2018年度に限り以下の経過措置を講ずる。

- 2018年度の退会承認者のうち、希望があれば、2018年4月1日に遡って休会することができる。
- 2018年度に休会しようとする会員は、休会届に必要事項を記載のうえ、9月末までに学会事務局に提出するものとする。
- 休会の期間は、2018年4月1日～2019年3月31日までとする。
- 会費は全額免除される。